

琵琶湖では古来より水域や季節に応じて、様々な漁業が営まれてきました。あゆ沖すくい網や追さで網のように琵琶湖独特の漁法もあります。漁業調整や水産資源の保護培養等を図るため、知事の免許や許可がなければ営めない漁業があります。

1. 主な漁具・漁法

(1) 小型定置網(えり)

湖岸から沖合に向かい矢印型に網を張り、湖岸によってきた魚を「つぼ」と呼ばれる部分に誘導し漁獲する漁法です。主な漁獲物はアユです。

(2) やな

河川において扇形に簀を設置し、琵琶湖からのぼってきた魚を川岸にあるカントリーグチまたはアンドンと呼ばれる部分に誘導して漁獲します。主な漁獲物はアユです。

(3) 沖びき網

漁船を使用して網を入れ、船を固定して網を引きあげる底びき網の一種です。主な漁獲物はゴリ(ヨシノボリの稚魚)、ワカサギ、イサザ、スズエビ等です。

(4) 貝びき網

マングワと呼ばれる漁具を、漁船で引いてセタシジミ等の貝をとる漁法です。

(5) えびたつべ

エサを入れたえびたつべと呼ばれるカゴを道縄に枝状に結びつけ、湖底に沈めてエビをとる漁法です。

(6) あゆ沖すくい網

琵琶湖のアユは6月頃になると湖面に「マキ」と呼ばれる群れをつくるようになります。そのマキをめがけて漁船を突進させ、漁船の先端に付けた網ですくい取る漁法です。

(7) 刺網

水中にカーテンのように網を張り、その網に引っかかった魚をとります。主な漁獲物はニゴロブナ、ピワマス、アユです。

(8) 追さで網

春になり湖岸で群れをつくり始めたアユを、棒の先にカラスの羽根を付けた追い棒で、受け手が持つさで網へ追い込む漁法です。

2. 漁業制度

琵琶湖漁業は、知事免許漁業、知事許可漁業および免許や許可を必要としない自由漁業に分けられます。

(1) 知事免許漁業

知事から免許を受けて営む漁業権漁業で、小型定置網漁業ややな漁業等が含まれます。



(2)知事許可漁業

知事から許可を受けて営む漁業で、沖びき網、貝びき網、えびたつべ、あゆ沖すくい網、刺網、追さで網等による漁業が含まれます。

(3)自由漁業

知事からの免許や許可を必要としない漁業で、投網漁業等が含まれます。
注)漁業を営まないで趣味とする水産動植物の採捕を遊漁と言い、使用できる漁具が制限されるなど様々な規制が設けられています。

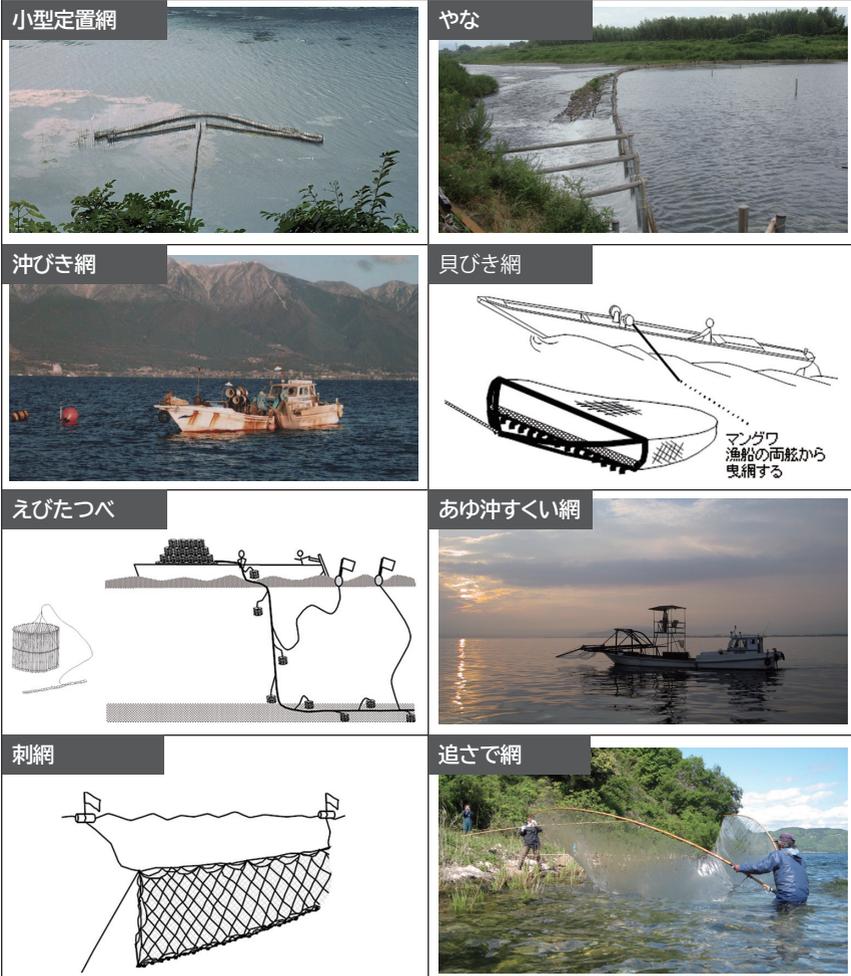


図4-9-1 琵琶湖の主な漁具・漁法